



コンパクトシティの形成と子育て世代の移住・定住の促進、さらに空き家等の解消を促進するため、子育て世代が市内の一定区域に住宅を取得するための費用を補助します。

補助額

土地区画整理事業地区内
50 万円

居住誘導区域内
25 万円

新築住宅、中古住宅を問いません。

居住誘導区域とは、工業系用途地域を除く市街化区域です。

さらに！

日高市
空き家・空き地バンクの
登録物件であれば…

10 万円

市街化調整区域の場合、
日高市空き家・空き地バンクの
登録物件のみ補助金の対象と
なります。



申請方法、必要書類など
市ホームページでもご案内しています
<https://www.city.hidaka.lg.jp/soshiki/toshiseibi/toshikeikaku/keikakusuis/hinkigyoyuchijyuutakuseisaku/sumai/hojyo/19066.html>

日高市 子育てファミリーウエルカム 補助金の概要

補助対象住宅

- (1)日高市居住誘導区域内であること。ただし、日高市空き家・空き地バンク登録物件についてはこの限りでない。
- (2)申請者が建築し、又は購入した住宅であること。
- (3)補助金の交付申請を行う年度内（3月31日まで）に新築し、又は購入した住宅であること。（所有権保存（移転）登記及び住民異動届が完了）

補助対象者

補助対象住宅を取得した者で、次の各号のすべてに該当するもの。

- (1)申請者及びその配偶者の双方若しくはいずれかが補助金の交付申請を行う年度の4月1日現在で40歳未満であること。
- (2)申請者が属する世帯に15歳未満の子（出産予定含む。）がいること。
- (3)昭和56年5月31日以前に着工された中古住宅の場合にあっては、耐震診断を行うこと。
- (4)継続して5年以上居住することが見込めること。
- (5)地元自治会に加入する意思があること。
- (6)市税等の滞納がないこと。
- (7)暴力団員でないこと。
- (8)過去にこの要綱及び日高市多世代家族同居近居促進事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた世帯でないこと。

お問い合わせ先

日高市 都市整備部 都市計画課
計画推進・企業誘致・住宅政策担当
電話 042-989-2111（代表）

